



【今月の雑学】今年は閏年（うるう年）ですね☆これは、太陽暦と地球の自転速度とのズレを修正するため、4年に1度設けられるもので、閏年ではない年を平年と呼ぶことになっています。ですが、2100年は閏年ではなく平年になるそうです！ズレの調整

いよいよ確定申告！！

この申告ではどんな書類が必要？？

## ★ ふるさと納税を行った時の申告

① 勤務先からの源泉徴収票 ② 寄附先の自治体が発行した「受領証明書」 ③ 還付金受取口座の通帳 ④ ご印鑑  
»»» 税金が実際に控除される時期は？

→2015年1月1日～12月31日までにふるさと納税した寄附金は、以下のように住民税と所得税に分かれて控除されます。

### ◆住民税◆

2016年6月以降に納付予定の住民税から控除されます。

会社勤めの方であれば、6月頃、お勤めの企業に本年度の住民税額と寄附金の税額控除額が記載された通知書（住民税決定通知書）が届きます。

### ◆所得税◆

2015年の所得税から還付されます。住民税と違い、直接、寄附者が指定した口座に振り込まれます。



## ★ 住宅を購入した時の申告

① 住宅ローンの残高証明書・・・借入先で入手 ※複数のローンを組んでいるときは、全ての残高証明書が必要です。

② 住民票・・・市区町村で入手します。 ※住宅ローンお借入れの名義人の住民票です。

③ 源泉徴収票・・・勤務先からもらいます。 ※会社に勤務している、給与所得者の必要書類です。

④ 確定申告書・・・税務署や国税庁HPで入手可能です。

⑤ 登記簿・・・登記所で入手出来ませんが、ご購入時の書類一式に綴じこまれています。土地や建物の登記簿謄本（コピー不可）で、コンピューター処理されている登記所では、登記簿謄本のことを登記事項証明書と呼びますが、内容は登記簿謄本と同じです。

⑥ 契約書・・・住宅を新築したときは、住宅の請負契約書のコピーで、新築住宅を購入したときは、住宅の売買契約書のコピーです。

⑦ その他の必要書類・・・建築条件付で住宅を購入したときは、これを証明する書類。長期優良住宅を新築、購入したときは、これを証明する書類。

なお、確定申告が必要なのは1年目だけで、2年目以降は年末調整で税額控除出来ます！



### H27年分の確定申告期間

○所得税および復興特別所得税・贈与税 »»» H28年3月15日（火）まで

○個人事業者の消費税および地方消費税 »»» H28年3月31日（木）まで

参考 URL : <https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm>

## 【この領収書に印紙は必要? 不要?】

決済がクレジットカードだった場合の領収書には、現金決済と同様に印紙が必要となるでしょうか?



印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた課税文書に限られています。つまり印紙が必要かどうかは、作成される文書が課税文書に該当するかどうかで決まります。

**【現金決済の場合】** 渡す領収書は印紙税が課税されます。

**【クレジットカード決済の場合】** クレジットカードは信用取引により商品を引き渡すものであり、その際に金銭や有価証券の受領はありません。そのため表題が「領収書」となっている場合でも、課税文書には該当しません。

よって印紙は「不要」となります。

ただし、クレジットカード利用の場合であっても、その旨を領収書に記載しないと課税文書に該当するので注意が必要です。

**【即時決済型のデビットカードの場合】** 即時決済型のデビットカードを利用した際の領収書には印紙が必要になります。これはクレジットカードが「信用取引」なのに対して、即時決済型のデビットカードは「即時決済」が前提となっているためです。

**\*HPのお知らせ\*** 【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪

## 3世代同居に対応した 住宅リフォーム特例を創設

平成28年度税制改正により「住宅の3世代同居改修工事等に係る特例」が創設されます。自己の有する家屋に3世代同居改修工事を行った場合において、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、その者の居住の用に供したときは、次の①又は②の特例を適用することができます。

**①** 3世代同居改修工事を含む増改築工事に係る住宅借入金等（償還期間5年以上）の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた金額を5年間の各年において所得税額から控除

**②** 3世代同居改修工事の標準的な費用の額10%相当額をその年分の所得税額から控除

対象工事→①キッチン②浴室③トイレ④玄関

要件1. 上記①～④の4つのうちのいずれかを増設すること。

要件2. 改修後、上記①～④のいずれか2つ以上が複数となること。

要件3. 対象工事の費用が50万円超であること。



### A型

努力が実る運勢です。風向きを見て柔軟に対応できるとさらに吉! 相手への配慮ややさしさが今後のプラスに!

### 今月のあなたの運勢

### B型

発展運の今月は、慣れた仕事でも手を抜かずに行くと吉運が向上します。新規事業に挑戦するにも良い月です。



### O型

裏方に徹することで好運が訪れる月。仕事で悩んだときには直属の上司に相談すると早期解決につながります。

### AB型

停滞ムードを感じたら情報収集に注力すると良いでしょう。人との和を大切にすると思われ助けが得られます。



## 優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) 🌐 <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に

お問い合わせください。

スタッフ一同、心より

お待ちしております。